

相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第17号

相模原市屋外広告物条例の一部を改正する条例

相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号エ中「第9条の2第1号」を「第9条の12第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。